

第三十四回 参議院社会労働委員会會議録第五号

昭和三十五年二月十六日(火曜日)午前
十時四十八分開会

出席者は左の通り。

委員長 加藤 武徳君
理事 高野 一夫君
吉武 恵市君
坂本 昭君
藤田藤太郎君

委員

鹿島 俊雄君
勝保 慈君
紅露 みつ君
谷口弥三郎君
徳永 正利君
山本 杉君
秋山 長造君
片岡 文重君
小柳 勇君
田畑 金光君
村尾 重雄君
竹中 恒夫君

國務大臣

松野 頼三君

労働大臣

三治 重信君

労働大臣官房長
労働省労働局長
労働省労働
基準局長
労働省婦人
少年局長
労働省職業
安定局長

亀井 光君
渋谷 直蔵君
谷野 せつ君
堀 秀夫君

事務局側

常任委員 増本 甲吉君
会専門員

説明員

労働省職業安定
局職業訓練部長 有馬 元治君

本日の会議に付した案件

○労働情勢に関する調査
(昭和三十五年労働省関係予算に
関する件)

○委員長(加藤武徳君) それではただ
いまから委員会を開きます。

労働情勢に関する調査の一環とし
て、昭和三十五年労働省関係予算に
関する件を議題といたします。

前回に引き続いて質疑をお願いいた
します。おありの方は順次御発言を願
います。

なお、政府からはただいま松野労働
大臣、三治官房長、亀井労働局長、渋谷
労働基準局長、堀職業安定局長、村
上労働省職業安定局長、有馬職業訓練部長等
が出席をいたしております。

○小柳勇君 この前の質問に就いて炭
鉱離職者の問題をもう少し質問してい
きたいと存じます。この前の質問に関
連したもので、三質問して参ります。

まず、要請によつて今炭鉱離職者援護
会の役員及び幹部職員の名簿がここに
出されております。これを見ると、ほと
んど会社社長の社長、重役など役員と
いうことになりまして、こういうふうな
なことで炭鉱離職者、すなわち労働者
の離職援護というものが、自分のもの
として完全に援護対策できるものと労働
省はお考えになっておられるかどうか。

○國務大臣(松野頼三君) 援護会の任
務は、先般の法案で御審議をいただき

ましたように、援護業務という、雇用の
吸収ということを目指しております。
ので、なるべく各産業界の協力を得ら
れるというのを第一前提にいたしまし
て、同時に、やはり労働者の方向と
しまして、内容をよく知っておる方
という意味で、この役員以外に協力員
という制度を置いたことは御承知の通
りでございます。さらにこの運営が一
方的な運営にはいけないというので、
運営委員会、経営委員会のようなもの
を置けという附帯決議もございまし
た。その趣旨に沿つていわれるこれに
は三者構成と申しますか、労働者の立
場を十分認識できる代表者の方を入れ
まして、経営委員的な方向と内容のた
めの制度を法案以外に運営上において
考へて参りたい。こういうものはこの
役員の中には出ておりませんけれど
も、先般の協力員、経営委員というも
のに参加をしていただくということ
で私たちが万全を尽くしたい、こう考
へております。

○小柳勇君 職業安定所あるいは労働
事務所——労働事務所の方は監督官庁
ですけれども、職業安定所など、その
いりものと、こういう役員並びに幹部
職員とが密接に連絡をとつていけるも
のと考へておられるかどうか、大臣に
質問しておきます。

○國務大臣(松野頼三君) 職安とは十
分連絡をとりまして、できれば職安の
同じ窓口の近くにこの援護会のもの
を派遣して参りたい、事務もできれば同
じところでやりたい、こう考へており
ますが、必ずしも職安行政が援護会と

同じ仕事じゃございませんので、まあ
私の気持としては、同じ窓口で援護会
からも出張をして、同じ書類を基礎と
してやるのでありますから、一緒にで
ければ仕事もさまたない、こういう気持
でありますが、必ずしも建物が一緒か
どうかは、それは仕事の性質上おのず
から差はございまして、ことに集中的
な炭鉱地方における職安においては、
同じところで私は事務も並べておきた
いという気持で今整備をいたしてお
ります。

○小柳勇君 関連して協力員などを委
嘱される場合に、たとえばかつて労働
組合の役員であつたとかあるいは地方
議会の議員であつたとかあるいは地方
で非常な有能な、しかも世話のでき
るような方を出すべきであると思つ
が、そういう人を協力員に頼む場合に
基準といふものが、そういうものにつ
いて何か労働省の方でワクのようなも
のでも考へておられるかどうか。

○國務大臣(松野頼三君) 協力員の委
嘱は、私の気持としては炭鉱労働者を
経験された方、今日の役職がどうい
うことかそれは別であります。今日の地
位がどうかというところは別でありま
す。いわゆる全然炭鉱労働者の経験の
ない方という意味じゃない、炭鉱労働
者の内容を知らず、その労働経験を有
する方を私たちは委嘱したい。従つて、
幹部とか、労働組合とかという差は、私
は毛頭考へておりません。今日の地位
としてどういふ肩書きの方が知りませ
んけれども、経験としていわれる労働
者に理解のある方、労働者の経験を

た方あるいは労働者から信頼を得た方
ということに基づいて協力員の方を各炭
鉱会社及び炭鉱関係者から御推薦いた
だくのであります。私の方で、組合と
か、幹部とか、そんなことはこの法案
に関する限り毛頭考へておりません。
もともと趣旨が労働者の援護でありま
すから、私たちはそういう気持で、基
準で各社に御推薦いただき、こ
ういうことで今せっかく人選につ
いて御協力を得ているところでありま
す。

○小柳勇君 協力員などが実際の現場の
第一線部隊であり、尖兵ですから、私
の言わんとするところを十分労働省と
しても汲んでもらつて、適材適所、ほ
んとに就職の世話ができる人、転職
の世話ができる人を委嘱してもらふ
ように希望して、次の質問に入ります。

第二の質問ですが、この前、離職者
の職業訓練に対して実情を調査しても
らいたと言つておきましたけれども、
飯塚並びにその他の職業訓練所
が、費用がない、あるいは講師が適当
でないなどで、職業訓練の効果が上が
らぬ、そういうふうな実態がありはし
ないか、調査されたならば、その報告
を聞いておきたいと思ひます。

○政府委員(堀秀夫君) 御指摘の点に
つきましては、実は、先週から労働省
の係官を現地に派遣しております。お
そらく今週中に戻つてくると思ひま
すが、それを聞きまして善処したい
と考へます。

なお、職業訓練所につきましては、これはものによりましては、この一月の末もしくは二月の初めから開所いたしましたものもございますし、それからあるいはこの四月から開所するものもあるわけでございます。この一月の末もしくは二月の初めに開所いたしましたものにつきましては、まだ開設早々のことでございますので、機械その他の施設がまだ不十分な点もございますので、こういう点につきましては、ただいま鋭意その整備を急いでおりますので、なるべくすみやかにその内容も充実いたしましたとして、この前御指摘のようなことのないように一つ努めて参りたいと考えてございます。

○小柳勇君 実際離職者というのは発生しているものでありまして、失業保険も切れるというところで、職業訓練は、これから講師を探しますとか、設備を充実いたしますでは間に合わないような情勢であります。そういう切迫したものに對して、今の局長の答弁は、今、鋭意研究中であるというよりふうにとれますが、そうしますと、その失業率については、失業保険が切れたならば、暫定的でも、この際、職業訓練が充実するまで見ていこうというより具体的な対策でも考えているのかどうか。

○政府委員(堀秀夫君) すでに増設いたしました訓練所におきましては、たとえば飯塚、直方には約八十名ずつ、それから小野田、佐世保、磐城等には約四十名程度、すでに入所されております。先ほど申し上げましたのは、機械その他の施設につきまして、まだ不十分な点がございますので、その点を整備して参りたいという考えでございます。

ます。訓練そのものはすでに開始しているわけでございます。なお、すでに入られました者につきましては、実は失業保険が切れても、職業訓練手当、これを援護会から支給することになります。この援護会の業務も、この前御指摘にありましたが、すでに準備を全く終わりました。九州はこの十六日、ちやうど本日でございます。窓口を一齐に開きまして、職業訓練中の訓練手当、それから移住資金、こういうものにつきましても一齐に業務を開始いたしました。これは十二月十八日にさかのぼりまして支給を行なうということになりましたので、ただいま御指摘のような点につきましては、だいたいこの業務開始によつて、潤つて参るであらう、このように考えております。

○小柳勇君 発足したのは喜ばしいことですが、すでに二カ月です。それでも、私どもは現場に参りまして、何しているか、せつかく法律ができたけれども、移住資金ももらえぬではないかという苦情を聞いておたことも申し上げておきますが、私が質問しているのは、職業訓練を受けている人たちの失業手当が切れて、職業訓練手当ではやっていけないというような諸君に對して、そういう延伸などを考えられたかどうか、そのことを具体的に質問しておるわけでありませう。

○政府委員(堀秀夫君) ただいまの考え方といたしましては、訓練手当、これは大体一日二百三十円程度でございますが、これを支給いたしました。これで職業訓練をやつていただきたい。もとより十分ではございませんが、職業訓練中のいろいろな費用の一助にしたい、このように考えています。

るわけでございます。なお、失業保険がすでに切れたものについて、職業訓練中の者について、あるいは失業保険の期間を延長すべきであるというような議論もございませう。これにつきましては、そのような緊急性もありましますので、われわれの方としましては検討しているわけでございますが、さしあたり、ただいまの考えといたしましては、職業訓練手当を支給することによつて訓練中のいろいろな費用の一助にしたい、このように考えておるわけでありませう。

○小柳勇君 職業訓練手当二百三十円については、これは私が言うよりも、現地の責任者の言葉を率直にそのまま受け継いでおきますが、大牟田の市長と先日会いまして、非常に切々として訴えられたのは、二百三十円では遠方に職業訓練を受けに行く人がいない、このことは国会の中で十分もう一回論議してもらいたいという切なる陳情を受けておりますから、これは私どもの言うよりも、そういうふうな現地で苦勞している県知事とか市長の言葉を率直に伝えて、考えていただきたいと思ひます。

○政府委員(堀秀夫君) この委員会におきまして前の臨時措置法成立の際に附せられました決議につきましては、御趣旨を十分尊重したいと考えて、いろいろな努力しております。特に

この第一の「鉱業施者の炭鉱労働者雇入れに關しては、單なる訓示規定にとどまらないより、その実効をあげる」と、という点につきましては、これはまことに御趣旨もつともでございます。するので、大手、中小の炭鉱の代表者を集めました機会にこのような趣旨を十分徹底させておきまして、なお、現地の労働者それから職業安定課長、これ最近集めまして会議をいたしました。その際にも十分これを徹底するようにしておきました。

それから、第二の「一般職業訓練所の費用については、地方公共団体の負担を軽減すること」という点でございますが、これは、炭鉱離職者臨時措置法に基づく炭鉱離職者の職業訓練所の経費につきまして、三分の二の補正予算が計上されておるわけでございます。これを實質上五分の四に上げる、ということを目標にいたしました。その差額は援護会から都道府県に對して補助をいたす、そういうことに決定をいたしました。

それから、第三番目の「生業資金借入の保証」につきましては、これも援護会の相談業務におきまして最も大事なことでございますので、援護会が支部を開設すると同時に、この生業資金を中小企業金融機関その他から、あるいは国民金融公庫等から借り入れます際に、援護会がこの仲立ちをいたしまして、この借入れが十分に、また、早く行なわれますように、援護会として積極的に御相談に応じていろいろなあつせんをいたしたい、このように考えている次第でございます。

○小柳勇君 第一項については、いづつ、どういふ会合であつたかという点、それから第二項については、決定の日と、それからどういふ通達を処置しておられるか、もう少し具体的に説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(堀秀夫君) まず第一の問題でございますが、現地の職業安定課長には、一月のたしか二十二日だったと思ひますが、東京に招集いたしました。この離職者問題を詳細指示いたしましたときに伝達してございます。なお、二月二日に労働部長も集めましてその旨を徹底させております。なお、炭鉱業界につきましては、これも日をちよつと忘れましたけれども、たしか二月の初めでございますが、業者の集まりがございまして、その旨を労働者からも特に要望しておきました。

次に、二番目の一般職業訓練所の費用につきましては、これは、援護会におきましてその差額を補助するということと、これは大蔵省とも相談いたしました。決定いたしましたので、援護会の業務方法を指示いたします。これも一週間ばかり前のことでございませうが、現地の支部長、支所長を集めて援護会をいたしましたその際に、援護会から現地の支部長、支所長に通達いたしましたところでございます。

○小柳勇君 それからこの附帯決議の裏に、二百三十円の訓練手当も少ないので適當に考えようというふうなこともあつたのですが、その問題について、この三十五年度の予算ではなお前進がないようであるが、どう考えておられるか。

○政府委員(堀秀夫君) この点につきましては、まあ二百三十円程度ではなかなか足りないという点もございませう。

点があると思います。この点につきまして、実は政府内部におきましていろいろ努力をいたしたのであります。予算上は二百三十万の壁をたたいまのころ破ることはできないわけでございます。ただし、その代わり、寄宿舎等に泊られる場合に対して、寄宿舎の管理費、光熱費等にこの関係の増額になるような予算を計上いたしまして、管理費として流しておる食費等につきましては、この関係から実費よりもさらに安く支給することができるといふような方法でまあ事実上の補いをいたしたわけでございます。なお、われわれといたしましては、今後ともさらにこの向上につきましては努力する考えでございます。

○小柳勇君 それはどのくらいですか、その金額が上がりましたのは。○政府委員(堀秀夫君) その点につきましては、これは結局現地の職業訓練所の管理費として流しますと、それが正確にどのようになるかということ、は、ちょっとたたいま資料がございせんけれども、大体、たたいままでの総合職業訓練所あたりの食費が九十円程度でございまして、実費でございまして、これをまあ少なくとも十円ぐらひは安くすることができるといふに管理費の中で組みたいと考えております。

○吉武恵市君 たたいまの質問に関連して私も一言お聞きしたいんですが、先ほど小柳君から御質問がありましたように、この訓練手当が二百三十万では少ないというの、この前の国会のときにも議論になったところで、炭鉱で失業してせつかく更生をしたいというので訓練所へ入るといふのは、私は、炭鉱失業者としては非常に奇特な

方々だと思ふんです。それが、今言ふように、遠く離れて二百三十万で実際にやつていけないことはもう事実なんでも、それは無理をして行けといつても、これはなかなか容易じゃない。せつかく政府があれだけの金をかけてこの点にはもう少し努力をされていいのじゃないかと思ふんです。で、この前の国会のときに附帯決議としてはその問題に入れたかったんですが、懇談の際に何とかならぬかということ、前局長とも話し合ひをしたわけなんです。今のお話では、その点を光熱費とかあるいは食費等で若干の考慮はされておるようでありまして、十円ぐらひの程度の考慮では、私、ただ言いわけ的なような感じがするんですが、せつかくあれだけの大きい金をかけて炭鉱離職者の処置を講じられ、特に訓練所等については相当の金をかけているのですから、それを実際作って利用する者がないというところは、これは政府として実際の施策上私は意味がないんじゃないかと思ふのです。それでこれは当時他の一般の失業者との関連を考慮されて、簡単にできないという点、気がねされてるんだと私は思ふのです。が、大臣こういふ点は特に特別の炭鉱離職者について失業者の処置を講ぜられたのですから、その点には他にあまり気がねをして実際の効力を発生しないようなことにしないで、もう少し考えられたらどうかと思ふのです。で、政府の正規の予算の上からではなかなか簡単にいかぬでしょう。しかし、この炭鉱離職者については特に援護会という団体ができていて、団体の金によつて弾力性のある処置が講ぜられるので

すから、その援護会の方の運用の面においてもう少し、たとえば食事の半額補助をするとか何とかという方法がとれるのじゃないかと思ふのですが、どうですか、もう一度御考慮願ひたい。

○国務大臣(松野頼三君) この問題は、私も審議の過程においてもたびたび申し上げたように、二百四十万で一銭も上げないとか、そういう性質のものでも私はないと思ふます。ただ予算としては、政府が半額出資しておりますので、関係省とも連絡いたしまして、やはり一般会計の予算のようにその半額をうける言ひわけにもいきませんが、しかし、一応関係省の出資、政府の出資部分もあるわけでございますから、それに関連をいたしましてぜひ私も考えたい。

な。今度失業保険法の一部改正という問題も出て、この国会におそらく出ると思ふます。政府提案が議員提案か、提案の内容はわかりませんが、やはり失業保険法の訓練所における訓練生についての失業保険を延期して参りたいと、これもかねてから考えておりました。それと勘案をして、私はこの問題もなるべく善意の意味で考慮したい。予算編成まではいかんせん、まだ実施いたしましては現実の状況が出ておりませんので、財政当局との折衝に

おいてはなかなかこれは議論がまだ固まっております。しかし、たたいまの委員各位のお話のように、現実には非常に入所者が少ないというのが単価に影響するから、それは一つ当然私も考えなければならぬ、こう考えまして、まだ実は実施が進んでおりませんが、どういふ実情も調査させていただいた上でこの問題は一般の失業保険

の訓練者に対する失業保険金の支給というものとあわせてこの問題も考えて参りたい、こう考えて、私もまああつたこの問題は再検討する時期がくると思ふます。今日たたいま高い安いというわけにもいきませんので、もう少し内容を調べていただきたいと、こういふつもりで善意に私の方も考慮したいと考えております。

○吉武恵市君 ちよつとも一つ、大體大臣も御考慮になつておられるようです。たぶん失業保険との関係があつたようですから、その点もあわせて考えなければならぬかと思ふます。しかし、まあ失業保険の改正も今国会に出され、その簡単に……問題はなないでしようけれども、すぐ通過するといふわけにもいけません。日にちがかかると思ふのです。それで今の政府の予算の関係ではなかなかそう他との関係があつて、私簡単にいかないと思ふますが、幸いその援護会が政府の半額出資の会計以外に民間の寄付金というものを受けておりますから、寄付金をどういふふうに使つかということこれは会にまかされた私は権能じゃないかと思ふのです。ですからそういう点をもあわせて一つ至急に御考慮になつたらいかか、かように思ふますので、ただ気づきを申し上げておきます。

○小柳勇君 この前、局長から答弁聞きましたけれども、大臣おられなかつたから大臣に質問しますが、せつかく交付した金を地方知事なり市がとるが、資材費や施設費などが足りないためにその離職対策というものができない。やるためにはもうその倍も三倍もの、国から補助される金の倍、三倍もの金を地方自治体で負担しなければ

ならない。従つて、その特別交付ができないといふれば、起債のワクを広げて起債を許してもらわなければ困る、できないと、そういうふうな努力費だけでは失対事業はできないと、こういふふうなことではしきりに訴えておるが、大臣の方針を一つお聞きしたい。

○国務大臣(松野頼三君) 緊急就労の実は地元負担金という、こういう特別なものができて、しかも財源としての非常に貧弱な府県、市町村において緊急就労をやるその負担金は非常に困るんじゃないか。これは昨年は特別平衡交付金で、いわゆるめんどうを見たわけでありまして、三十五年度においても特別平衡交付金及び起債といふことで大體自治庁との了解を得ておりますので、どちらになるかといふことは地方財政によつてきめさせていただきますといふことで、とにかく平衡交付金及び起債で地元負担金の一部のものを認めるというところはきまつておりますので、今後あわせてそういう問題も含めて私どもはやつていきたい、そういう考えで自治庁には連絡しております。基本的には特別平衡交付金または起債で見ると、そういうことになつております。

その内容については、各地方財政計画を見てからきめさせていただきますといふことでございますので、一応私は起債が特別平衡交付金で見られる部分が相当出てくるんじゃないか。一項目一項目についてはなかなか自治庁との連絡がつかないが、各地方団体の財政計画が出てから自分の方で考慮する、こういう実は了解のもとでこの予算を編成いたしましたので、いろいろな場面が出てくると思ふますので、善意の意味で、よく自治庁においても考えていただき

三

たい、いろいろに話をしておりました、いろいろに話をしておりました。

○小柳勇君 石炭離職者の問題もまだありますが、私だけではいけませんので、この間の予算案に沿ってもう少し質問を続けていきたいと思います。

第一は、駐留軍離職者の職業訓練の費用が五百万円減りました。私も考へるところによりまして、今現在ですら十分でない。それに何らかの数字の上で駐留軍関係の離職対策の訓練費用というものが五百万円、初めから当初予算で減るということは納得できないので、具体的にもう少し御説明を願っておきたい。

○説明員(有馬元治君) 駐留軍の離職者の訓練費用が二割ばかり減少したわけでございますが、これは最近の駐留軍離職者の状況が二、三年前よりもぐっと減っておりますのと、それから現在三千数百名の規模で訓練を実施しておりますが、現実の入所者の状況を見ますと、離職者の入所の状況は必ずしも定員一ぱい入っていない、こういうふうな状況を勘案いたしました。この予算では約五百万円の減を見たわけでございます。これで大体駐留軍離職者の訓練といたしましては五百万円ほど減った規模において十分やっております、こういうふうに見ておるわけでございます。

○小柳勇君 私が言うまでもなく御存じでございますが、芦屋キャンプもことし一ぱいには全部なくなる。先日、中央離職協を閉めておるようでありまして、非常に中央離職協の動きに労働者諸君は期待いたしておるわけでありまして、こういうふうな数字の上から訓練費が減少いたしますと、それによつて

将来を非常に悲観いたしますから、納得のいく線まで十分な職業訓練並びに離職対策については離職協などで考えてもらいたい。

それから規模ですけれども、中央離職協は限まではありますが市町村にない。市町村まで離職協をおろしていただきたいという要請は中央離職協にいたしておきました。明日また決算委員会でも要求いたす予定であります。そういうものと関連して十分の一つ離職対策を考えていただきたいと思ひます。

それから次の質問は、この予算案の十ページであります。一般失業対策事業費の中で努力費といふものが二十八円プラスになりました。今まで、昨年までの政府の答弁によりまして、努力費といふものはPWによつて計算されて、基準できめていくから簡単に上げられないといふことで、そういう答弁一辺倒であった。ところが、今回はPWに因縁なく二十八円プラス、引き上げておられるが、その根拠、理由、そういうものを聞かせ願ひたい。

○政府委員(堀秀夫君) 一般の失対就労者の賃金、これは御承知のように、緊急失対法十条の規定に基づきまして労働大臣が同一職種に従事する労働者に通常支払う賃金の額より低く定められることになっております。そこで、現在の失対事業の労働者の賃金の予算単価は、昭和三十三年四月にPWを改訂したことに伴ひまして、従来の二百八十二円を三百二二円に改訂したほか、同年十月の米価改訂に伴ひ、三百六六円に増額したまま今日に至つておるわけでありまして、そこで、労働省といたしましては、昭和三十四年八月に屋外労働者職業別賃金調査を実施したのであります。この結果は、詳細な集計中でございます。そのうち失対事業労働者の賃金に關係のある部分、軽作業、重作業等をしておる労働者の賃金につきまして、その分を取り急ぎ集計いたしてみますと、その結果を現在のPWの算定方式によつて試算してみますと、結局現在の賃金よりも大体九割ないし一〇割程度の上昇になつておるといふ結果が速報的にわかるわけでございます。その結果を参考にしたしまして、PWの方では、屋外労働者の賃金調査全部の集計が近く完了いたしましたので、これを持って正式に改訂が行なわれると思ひます。が、失対労働者の賃金につきましては、まだいまだのような結果でございます。現在の昭和三十三年十月の三百六六円に對しまして九・一割の上昇を見込み、二十八円といふものを増額する。このような予算を計上したわけでございます。

○小柳勇君 上げられたのだから文句はないのですが、今まではPWを主としてたてて上げてない、上げないで押して来られた。今度は關係なく上げて来られた。そういうふうな尺度というものが適当に作られるような気がしてなりません。それとも一つは、上を見ますと、最近の雇用情勢から一万八千人失業者が減るものと考え、こういうふうなことで、そうしますと、二十八円プラスするけれども、一万八千人減少といふことでは、トータルにおいてはあまり変わらぬ。こういうふうなからくりがあるような気がしてならないわけでは。これは岸総理大臣の

施政方針演説でもありましたし、経済企画庁の報告にもありました。非常に経済を楽観的に見ておる。そういう楽観的に見て、経済の伸びは一桁数字的に見れば、失業者の数も非常に楽観的に見て、減るものと考えて予算を組んでおる。そういうものは私も納得できないわけでは。一万八千人減るものを見る。そういうものをもう少し具体的に、経済的に数字的に統計的に説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(堀秀夫君) ただいまのワタの問題でございますが、これは最近の日雇い、労働市場の状況を見てみますと、就労総延べ数は、民間事業では、たとえば三十三年の四月から十一月を平均いたしましたものと、三十四年の四月から十一月を平均したものとを比べて見ますと、一カ月平均の総延べ数は、民間事業におきまして百五十六万二千人から二百二万人、四十五万八千人の増加になつておるわけでございます。また、公共事業につきましても、四十万八千人から四十六万七千人と五万九千人の増加になつておるわけでございます。これを反映いたしまして、就労率が最近非常に高くなつておる。こういう状況でございます。そこで、来年度におきましても本年度と同じような経済の好況が一応続くといふことを見込みまして、最近の景気の動向、それからただいま申し上げました民間就労、日雇いの増加の傾向等を見込みまして、大体三十四年度と同数の月間二百万人といふものを見込んでおるわけでございます。その結果、民間就労の日雇いが増加するということになります。また、一面におきまして公共事業、それから、財政投融資等に

つきましてはこれは御承知のように、予算額が約二割程度増加しております。これを見込みまして、公共事業につきましても三十四年度の見込み五十万の一割増の五十六万人といふものを見込んでおるわけでございます。

以上のようなことを含めまして日雇い労働者全数に對し三十四年度と同じく月間二十一・五日の就労日数を確保するための予算規模一日平均二十四万人、このように見込んだわけでございます。その結果、昨年度の予算に比しますとワタとしては減つておりますけれども、これはただいま御説明いたしましたように、民間就労の伸び、それから、公共事業等における吸収の増加といふものを見込みますと、その一万八千人のワタは減少になつておりますが、その方の伸びによりまして十分補えるものではないか。このように見込んでおるわけでございます。

○小柳勇君 大臣に一つ質問しておきますけれども、各官庁あるいは公社、あるいは会社など合理化政策をどんどんとつておる。一つの官庁、たとえば国鉄ならば国鉄だけをとりましても、志免炭鉱だけにとつても一千人からの配置転換をやる、あるいは電通がやる、各官庁あるいは会社などが経営合理化で人減らし政策をとつておつて、しかも学校卒業生は年々同数ぐらいつつ卒業してくる。こんな、まあ男女の平均年齢が増加いたしました、五十五才定年でやめた方がまたさういふふうな職業紹介所などに登録して働く場面も考えられる。政府が考へるやうに一般失対事業といふものは、単に今数字を言つたやうなことで減少と見る、数字の上から減少と見るということについ

ては、昭和三十三年四月にPWを改訂したことに伴ひまして、従来の二百八十二円を三百二二円に改訂したほか、同年十月の米価改訂に伴ひ、三百六六円に増額したまま今日に至つておるわけでありまして、そこで、労働省といたしましては、昭和三十四年八月に屋外労働者職業別賃金調査を実施したのであります。この結果は、詳細な集計中でございます。そのうち失対事業労働者の賃金に關係のある部分、軽作業、重作業等をしておる労働者の賃金につきまして、その分を取り急ぎ集計いたしてみますと、その結果を現在のPWの算定方式によつて試算してみますと、結局現在の賃金よりも大体九割ないし一〇割程度の上昇になつておるといふ結果が速報的にわかるわけでございます。その結果を参考にしたしまして、PWの方では、屋外労働者の賃金調査全部の集計が近く完了いたしましたので、これを持って正式に改訂が行なわれると思ひます。が、失対労働者の賃金につきましては、まだいまだのような結果でございます。現在の昭和三十三年十月の三百六六円に對しまして九・一割の上昇を見込み、二十八円といふものを増額する。このような予算を計上したわけでございます。

では、私どもとしてはまだ了解できないわけですが。大臣に一つもう少しそういう問題、この労働人口というよりなものからもう少し大臣の見解を聞いておきたいと思ひます。

○国務大臣(松野三三) いろいろ統計上の説明はただいま局長からいたしましたように、概略的に考えまして昨年度も御承知のごとく、伊勢湾台風というもので既存の失業対策経費の中から伊勢湾台風をまかないまして、それからさらに、五千五百人の炭鉱離職者の緊急就労というものももちろん同じような性質でございましたからやはりこの中に加えられるものだと思ひます。

今回は七千五百人の緊急就労ということになれば、一番問題はやはり石炭鉱業でございますから、石炭鉱業の離職者をなるべく一般失対に落ちないようにするということが大きな目標であります。そうすれば、一般失対の人員にさらに炭鉱のこの離職者をなるべく加えないようにという意味で各般の施策をとる。従つて、一般失対には、なるべくふえないという対策を立てたわけです。

第二番目には、やはり公共事業及び特失、臨就という公共事業になるべく吸収する、伊勢湾台風の災害復旧工事も相当順調に進んでおりますので、これに對してある局部的には災害公共というものが相当伸びてくる。そのほか一般的に相当今年は公共事業のワークがふえております。それによつて雇用を吸収する。これは労働大臣としては当然、一般失対よりもより前進した政策を立てるために吸収人員をそちらにふやしたわけでありませう。

第三番目には、それでは一般失対の

特殊性からいうと完全失業者の数とか、雇用数から見ると、私は一万八千以上、もつと減つてまいと思ひます。

数字が出て参ります。しかし、一般失対はなかなか地域的、居住的、あるいはその特殊性からいいますと、年齢が高年令者でありますから、そういう統計だけで減らすならば二万以上の数字も統計から出て参ります。減少の数が、それは無理でありますから、一万八千と私はかたく踏んで、一万八千というの是一般失対の民間就労という一番局部的な場面を取つてみても一万八千ならば私は十分だ。こういうふうな統計の取り方いろいろあります。もつと実は減つてくる統計の取り方もあります。しかし、一般失対の年齢が四十八才、また、居住地というのをございますから、円滑にはそういういふ数字をはじいたわけでありまして、統計はいくつあります。私たちはかたく、一般失対の特殊性に依つて、割に見られませんが、統計数字だけにたよれないというので、ある程度地域的を勘案しまして一万八千、統計的にすればもつと減らすという数字も出ておりますが、なるべく失対というものを少なくするためある程度余裕を見て一万八千減、私はある程度余裕を見て一万八千減と踏んだわけでありまして、私は年度中には十分やれる。年度中には十分やれるという数字をきめますと決定したわけでありませう。大蔵省的にはじけどもと多数の数字が出ると思ひますけれども、労働省としては安定した数字を見ていかなければなりませんので、そういうものを勘案して

一万八千という数字を見たのであります。

○小柳勇君 失業者の吸収人員についても、当初の予算要求と今回の予算案というものは相当差がある。われわれに説明される場合と、一時の労働省の考えというものは若干変わつてくるだろうが、全般的に見て失業対策事業そのものが非常に樂觀的に労働省が考えられておるとするならば、数字の面は言ひませんが、一八千とか二万とか言ひませんが、樂觀的に一般失業者というものは減るものであると、こういう見解で今後の仕事をやられるし、そういう決意であるとするならば、私は納得できません。数字の上ではいろいろトータル予算がありましますから、いろいろ操作されたであります。そういう苦心は多々いたしますけれども、そういうものについてはもう少し積極的の……、当初予算を要求された労働省のそういうこともわかつておられますから、ここで無理にこじつけません。次の質問いたしますと、就労日数について、私も私どもが要求したものを取つておらない。就労日数について、今回の予算、これでよろしいとお考えであるのかどうか、将来どうしようと思ひます。

○政府委員(堀秀夫君) 就労日数は本年度と同じ二・五日を見込んでおります。しかし、できればこれよりもさらに就労日数が事実上増加するということは望ましいことでございます。そこで、これにつきましては先ほどから御説明いたしておりますように、民間就労の伸びというものが非常に最近の実績を見ましても著しく増加して

る。それから公共事業関係の就労の伸びというものも増加しておるわけでございます。でございますから、安定所に登録いたしました失対労働者につきましても、一般失対以外の民間就労、それから公共事業等にも就労し得る余地がすいぶん開けておるわけでございますから、こういうものと合わせまして、実質上の就労日数というものはさらに大々的な余地がある、このように考えておるわけでございます。

○藤田藤太郎君 ちよつと私関連して一言。今の小柳君の、雇用は拡大されるであらうという点ですね、きょうでなくともいいですから、少しお聞かせを願ひたいと思ひます。たとえば、経済成長率が三十四年度の実績見通しで一三%、公共事業生産で二七%ということですが、しかし、収入の面から見ますと、法人が四五%収入がふえて、自営業は九%ですか。それから、勤務所得は一%ということになっておるわけですが、これが三十五年度で、設備の拡大が、三五%上半期だけで経済企画の何では見込まれておるわけですが、これも、片一方で四五%も収入が法人がふえる。二七%が公共事業生産です。ね。経済成長が一三%もしておつても雇用はあまり伸びていないわけですね。結局、サービスとか自営業といふところで低所得の就労がふえたといふことになっておるわけですから、三十五年の経済計画の中で労働省はどのくらいの見通しを出して雇用計画を立てられたか。大ざっぱに経済企画庁の三十五年度の経済見通しでは、百万人就業がふえるだろうということが表示されておるけれども、どういふところに

どういふ工合にしてふえるのかということがわからぬわけですが、だから、具体的に労働省として、ことしの経済見通しと、それから政府の経済計画との関係において、この就労がどういふ工合に伸びていくか。ことし、来年、再来年ですか、三十七年度までは中学入学者がふえる。また、中学を終えて就職する人がふえるわけですから、そういう関係からいつても、今の民間はよくなくなるのだという、就労がよくなくなるのだという概念だけでは、私はこの問題解決しないと思ひますので、ぜひそういう関連について資料を一つ出してほしい。そうでないと、なかなか理解ができませんと思ひます。

○小柳勇君 今のに関連して。そういうふうにして失業者の移動も激しいし、職業紹介事業というものの拡充しなければならぬが、職業安定所などを拡充強化するのにとりう方針であるのか。予算はどのくらいとつてあるのか。

○政府委員(堀秀夫君) ただいまのような情勢に對処いたしまして、ただいま御指摘のように、職業安定機関について、離職者あるいは新規就職者をなるべくすみやかに就職させる、要するに、労働需給の円滑な調整をはかるという機能の拡大が要請されることは当然でございます。そこで、本年度の予算につきましては、安定所関係の予算につきましては、約一億三千万円を計上いたしました。これは前年度に比べますと約五百万円ほどの増額でございます。それから安定所庁舎の改善をはかるために、前年度とほぼ同額の二億一千万円を計上いたしました。安定所

の施設の整備をはかった次第でございます。

○小柳勇君 施設だけでは仕事ができぬのですが、安定所の人数です、定員などどのくらい増加するのですか。

○政府委員(堀秀夫君) 職業安定関係の事務費につきましては、一億三千万円を計上いたしました。前年度に比べますと五百万円程度増額しております。なお、人員につきましては、これはまだ不十分な点もございますが、本年度は前年度に比しますと約五十五人の増加をいたしております。

○小柳勇君 次に、十三ヘージの中小企業の労働対策について質問いたしておきますが、第一点は、中小企業労働管理改善指導費というものがありません。労働省として中小企業の労働管理をどういふように指導しようとするのか、その根本的な考え方を聞いておきたいと思ひます。

○国務大臣(松野頼三君) 昨年以来、中小企業の労働争議が非常に激化したものが二、三、非常に目に見えます。内容を調べてみますと、やはり労働組合というのに対する理解がないこと、組合もまた、労働法というのに対する感覚が激しいこと、ある場合には個人的感情も含まれたこと等、そういう点で労働法以前のものに申しますか、労働法そのものよりももう少し、労働組合というのに対する理解が両方とも欠けておつたことが非常に争議が激化した原因かとも存じますので、従つて、この際おのずから労働法の調停とか、あつせんとかいふものが、ほとんどその問題がかかつておりません。調停にも出さない。委員会にも諮らない。いわゆる労使だけでいつ

までも調停ルールに乗らずに、力と力で争うという傾向が見られますので、今日の労働法のそういうふうな以前のものと、ある程度やはりあつせんする前の段階としてこういうものをこしらへたらどうか。まあ一つの労働法のルールを教えるに申しますか、方向を教えるというより一つ前の場面が中小企業には必要じゃないか、こう考えまして、今日は労働事務所のほうのごさいます。労働事務所はあくまでこれは労働事務所の仕事よりできませんので、ある程度労働組合に理解のある方、あるいは経営者の方に携つた方、あるいはその中間的な方というふうな者を各労働事務所の中に置いて教育をして、そうして争議の両方からの相談を公平に聞いてはどうだ。いわゆるこれは今日の労働法にもありますように、なるべく政府は労働争議というものを解決するために努めなければならぬという文句があります。この努めなければならぬという言葉がいわゆる私たちが言うならば、そういう場面が今欠けておつたのじゃないか、そういう意味で今回労働事務所を中心にしてその地域の労働組合及びその経営者の方にある程度集まつていただいで、いろいろの争議の場合に、その当事者じやございませぬ、第三者として側面からその争議に対する注意とかあるいは指導というものをされたらどうかという意味で、もちろん今日の労働法、労働法の規則とルールを守つていただきます。その前のものがだいたい今日ございまして、そういう意味で労働事務所を中心に労働使間について経験のある方が労働組合の相談にも乗つてやろう、あるいは使用者側の相談に

も乗つてやろう、そういうところを私はやるべきじゃないかというので、今回そういう方向としてこの予算の、少々でございませうけれども、方向を示して参りたい、こう考えたわけでございます。

○小柳勇君 中小企業の関連もたくさんあるのですが、ほかの委員も質問があるようですし、またの機会もありますが、しかし、途中で切りまして何ですか、今の問題のケリをつけるためにもう一問今の問題に関連して質問しておきたいと思ひます。そういうことで、これは労働相談員というふうなものをはつきり書いてありますが、どういふものを労働省として労働相談員ですか、百四十七人労働相談員などという名称を掲げて、予算まで計上して、そして中小企業の労働管理を講習会などを開いて教えたいと言つておられるが、労働相談員などの構想は一体どういふものでしょう。

○政府委員(亀井光君) 現在二百七十七の労働事務所の中に中小企業の労働問題相談所が設置されております。そして年間に労使のいろいろの御質問なりあるいは相談に応じます件数が大体四万件をこえておるわけでございます。そこで役所の職員がそういう相談をして争議を未然に解決するというよりも、民間のその地方における有識者、労働問題に対して十分な知識と理解を持つておられる有識者を充てまして、その御援助を得まして、そうしてそういう未然の防止あるいは相談をするという方がよりスムーズにいく場合があると思われる過去の経験から感じまして、今回予算で、そういう意味の相談員でございます。各府県大体三

人程度労働事務所に配属いたしまして、役所の職員でできないという争議の未然防止、あるいは相談をするという処置を講じておる、そういう趣旨でございます。

○小柳勇君 その問題はもう少しありますが、関連して中小企業労働者の退職金共済制度ですね。この問題についてもう少し詳しく説明を願つておきたいと思ひます。そのあとで資料を要求いたしまして、私の質問を終わります。

○政府委員(亀井光君) 中小企業退職金共済制度は御承知の通り、昨年十一月から業務を開始しております。今月の下旬分まで加入労働者が五万七千人を突破しまして、大体三月末まで十万人五千人程度のもので一応われわれとしては予定いたしました通りですが、大体この予定は到達されるのではないだろうかと今ふりかへて考えております。

○小柳勇君 ほかの委員の質問もありますから、私はこれで質問を終わります。資料要求をいたしておきたいと思ひます。労働協会というのがあります。この予算にも入っておりますが、労働省の予算で補助しながら指導育成している協会でございますが、この労働協会から出版されている書籍あるいは著者あるいは座談会などがありまして、その座談会に出席している人、そういう者の一覧表を出してもらいた

○政府委員(亀井光君) 資料を取りまゝとて差し上げたと思ひます。

○藤田藤太郎君 私は二つの問題を、きよりは時間がありませんので、概要と経過の御説明だけ願つておきたいと思ひます。

一つは静岡の金指造船所の問題、これは職安法の四十四条の問題と基準法の六条の問題とのことです。総括して申し上げます。この造船所の概要を言いますと、常雇いが四百人、それから社外工が六百三十八人、こういう状態でございまして、そこでその六百三十八人の社外工のうち四割くらいは固有の資材なんかを持って請負制度でやつてゐるわけでございますが、あとの五割から六割くらいは人は請負という名目だけで、会社の機構の中に資材、それからそういう物を持ち込まずにやつてゐる。結局同じその会社の管理の中で仕事をしているということになつてゐるのに、賃金の面を見ますと、八百五十円くらいもらつて、四百円台から五百円台の賃金を払つてゐる。そうなりますと、四十四条の労働者供給事業の面からと、六条の要するに賃金のピンはねの面からと、これは会社側も請負業者も違反であるといふことを認めてゐるわけですね。そこへ首切りが起きたわけ、問題が大きくなつてきて、首切りの問題は何かとして撤回するよ

うな空気にあつたのですけれども、この経過を一つ聞かしていただきたから、ちよつと私一週間あけたものから、その経過を一つ聞かせてもらいたい。同時に、社外工の一般論としての取扱いで、四十四条の関係と基準法の六条の關係は非常に重要な問題で、これはほかに例があるように見受けられるのですが、両方から御見解を承ると同時に、処置を承つておきたい、これが一つでございます。

○政府委員(渋谷直蔵君) ただいま御指摘がございました金指造船所における社外工の問題でございますが、ただいま御指摘のように、安定法四十四条と、基準法の六条の中間搾取排除の条項違反の問題がございまして、これは先生も御承知のように、二月六日に社会党の調査団が現地へ参りまして現地の状況も調査になられたのでございまして、労働省の出先いたしましたので、そういった要請がございましたので、社会党の調査団とは別個に、これは当然の職責としてそれらの条項違反の事実があるかどうかということについて、現地で詳細に調査をいたしましたのでございまして、この社外工の問題でございますが、いわゆる職業安定法四十四条の労働者供給事業に違反するかどうかという問題でございますが、これにつきましてはまだ現地からのはっきりした報告は参っておりませんが、これは労働省の考え方としては、当然こういふ実態上に労働者供給事業ということがあるわけである、そうすれば、当然基準法の六条の中間搾取の条項の違反にもなっておりますので、これをもう少し実態を調査の上で、もし条項違反の事実があれば、これは厳正にそういふことがないように排除に努力して参りたいというふうに考えておるわけでございまして、なお、労働省といたしましては、かねてこういふ社外工あるいは貸し工といったような非常に望ましくない状態があることは遺憾でございますので、昭和三十三年に貸し工を多く雇用すると思われております鉄鋼業、造船業、化学肥料製造業の三業種に対しては、こういふ制度をすみやかに排除するように勧告をいたしまして、引き続き監督指導を行なうて参つておる次第でございます。この一貫した方針に基づきまして今回の金指造船所の場合におきまして、実態を十分調べた上で従来の方針通り違反の事実があればこれは厳正に排除して参りたい、こういふふうに考えております。

○藤田藤太郎君 それはわかりました。これはもう少し事実の把握の上において将来の問題として、これは研究をわれわれもしていきたい。ただその前提に申し上げました作業を打ち切るとか打ち切らぬとかいうことで首切りの問題があったその争議状態は、どういふふうに解決したのか。

○政府委員(亀井光君) その資料は、実は私も参っておりませんが、だまは私も参っておりませんが、で、緊急調へましてお答えを申し上げます。

○藤田藤太郎君 次に一つ。これは厚生省の関係ですが、京都の双岡精神病院というのに争議があった。厚生行政の面で私は少しこの問題を表に出さなければならぬと思っております。ただその争議がありましてから、その争議中に何かさわつたとか触れたとかいうことで、京都の警察本部が特別捜査本部を作って検束をしているわけですから、こういう問題について、労働省はどういう工合に把握しておられるか、伺いたい。

○政府委員(亀井光君) 双岡の病院の争議につきましては、経過につきましては藤田先生十分御承知と思ひますが、現実問題といたしましては、本月五日、地労委のあつせんによりまして一応問題としては解決いたしましたわけでございます。ただその中で警察の介入

等があったということでございますが、それ自体がそれほどの争議の中において大きなウエイトを持つておるようには報告を実は受けていないのであります。

○藤田藤太郎君 私のお聞きしたいのは、争議はあつせんによつて五日の日に……六日に調印ができて解決した。そういうものは実施すること、せぬがごとの状態に片一方はあります。もう一つは、警察で検束問題が起きて、そういう中で、これを御破算にしようという動きが病院との間にあるわけですか。これはまあ医療行政の問題が主です。これはまあ議論したくないので、それからここであまり論じたくないのですけれども、そういう格好の中で、警察がことさらに私はやはり労働運動に対する干渉強圧というより格好に出できている節がありますので、労働省はどう把握しているか。きょうは時間がかつたので、警察その他の関係は呼ばなかつたのですが、そこをちよつと聞いていたわけですか。

○政府委員(亀井光君) 労働争議の中に警察力の介入しますことは、警察としてもできるだけのうまいものに介入しないように努力をしておると思ひます。ただ問題が治安上の問題その他問題になりますと、これは警察の本来の使命からいたしまして発動する場合がありまして、この双岡の事件につきましては、私が先ほど申し上げましたように、京都府からはそういう警察の介入によつてこの問題がどう変化したが、あるいはどう影響したかというところにつきましては、こまかい報告がございまして、また、そういうことにつきましては、その事件そのものが警察の介入によつて曲げられたとい

う報告は、実は受けていないのでございます。

○藤田藤太郎君 いや、これはきょうは時間がないから、私はもう長くやれないのですけれども、もう少し双岡の問題は労働省の立場からも把握していただきたいと思ひます。それから、先ほどの金指造船の職安法と基準法との関係、その点についてもこれは金指造船ばかりじゃないと思ひます、社外工の問題は、もう少し厳正な立場で常時監督行政を強めてもらふということだけは、ここで私は意見、希望として申し述べておきます。

○片岡文重君 資料要求をしておきたいのですが、その前に、最近の労働災害がどういふ傾向にあるのか、漸減の傾向にあるのか、漸増の傾向にあるのか。たぶん漸減の傾向にあると思ひますが、しかし、どうも新聞やラジオ等の伝えるところでは、大きな事故が絶えないようです。これを企業別に、業種別に労働者として考えられ、また、今まで出された資料もあるわけですから、それらに準じて一つ資料を出してもらいたいのですが、取りあへず今どういふ状況にあるのか、今おわかりであるならば概略でけっこうですから御説明をいただきたい。

○政府委員(渋谷直蔵君) 最近における労働者の災害による死傷件数の推移を申し上げますと、実は昭和二十七年以来一貫して死傷件数の統計が数字が上がつてきたわけでございまして、そこで、このままの状態を放置しておくならば、さらに一そうこの死傷件数が増加していくであらうという事態が予想されましたので、御承知のように、昭和三十三年にいわゆる産業災害防止

五カ年計画というものを策定いたしました、その線に沿つて各般の施策を実施いたしているわけでございまして、昭和三十三年の数字を申し上げますと、死傷件数が年間七十一万七千件であつたわけでございまして、昭和三十一年が六十五万七千件、そこで三十一年から運動を始めましたその成果の反映もあつたと思ひますが、三十三年には七十万七千件、一万件減つたわけでございまして、これは非常に望ましい傾向であつたわけでございますが、三十四年になりましたと、またこれが数字が上昇いたしました、三十四年末におきましては七十三万七千件、対前年三万七千件の増加と、こういふふうな遺憾な数字を示しておりますわけでございまして、これについてはいろいろ原因を究明しなければならぬわけでございますが、参考までに申し上げますと、三十三年から三十四年にかけては、御承知のように、生産活動が非常に勢いで伸びた。たとえば指数で申し上げますと、昭和三十三年の生産指数が二〇三・一が、三十四年になりますと二四三・〇というふうになりまして、非常に勢いで生産活動が上昇した、従ひまして、これに伴つて長時間労働がふえてくる、あるいは現場に慣れない、不慣れた新規労働者が大量に投入されたというふうな事情がございまして、災害件数もその生産活動の伸びに依つて、やはり増加したということではないかというふうに考えておるわけでございます。

なお、詳細な資料につきましては、すみやかに整備しまして提出したいと思ひます。

○片岡文重君 生産指数の規模に従つて傷害件数が多くなるということも、

一応関連がないとは言えませんが、同時に、この防災施設、安全装置がどうもないがしろにされておるのではないかと。特に中小企業においてその傾向が現われておる、大企業においては必ずしもその点については万全だとは言えないのではないかと気がいたします。いろいろな資料を見て。従って、この防災という考え方にもっと大企業が率先して当たると同時に、労働省においてその方面における指導をもう少し厳重にしなければいかぬのじゃないかと思うのですが、この防災関係から見た資料もあわせてあります。詳細な点については、時間の約束があるそうですから、きょうはやめておきます。

○秋山長造君 時間がないようですから、私、一言だけちょっと労働大臣にお尋ねしておきたいのですが、この前の委員会のときに、労働大臣の新年度における労働政策の基本方針を承ったわけですが、その中で問題のILO八十七号条約の批准の問題についての方針もあわせて承ったわけですが、その直後、十二日の閣議で、労働大臣の御主張で、この国会中に批准承認の手続をとるという方針を定められたように承っているのですが、事実かどうか、それを伺いたい。

○国務大臣(松野頼三君) 先般も当委員会でも申しましたことは、なるべくすみやかに国内法を整備して、そうして批准案件を提出したい、こういうわけで時期の問題は実は触れておりませんでした。ただ私の気持としては、なるべくすみやかにということ、その文句通り、なるべくすみやかにでありますので、先般の閣議で、各省間の

連絡がなかなか実は進まないところがございますから、閣議で各閣僚の協力を得たいというところで、実はこの国会を目前として進めたいという私の意思を先般の閣議で発表いたしました。各閣僚閣僚間の御協力を願ったわけでありまして、従って、政府としてこの国会ということは、私の気持としてはそれを目標にしませんとなかなか進みませんから、それを目標として整備をいたしたいというのが私の偽らざる気持であります。各省間にはなかなか、これは御承知のごとく、各省みな一々議論があるので、非常に私としては苦勞しているわけで、私の気持はこの国会になるべくという気持で各閣僚の御協力を得たいという発言を実は強ういたしました。総理も非常に強い御意思で労働大臣の意向に沿って各閣僚協力しろ、こういうわけで、閣議をいたしました。期日を切るまでにはまだ進んでおりません、いかにせんいろいろな広範な問題がありますから。しかし、延々としておるわけには参りませんので、私としては、この国会を目前として、労働省は準備するから各閣僚も一つ御協力を願いたい、こういう意味で閣議の中の発言の私の気持であります。従って、委員会におきましても、国会におきましても、期日はまだ残念ながらこの国会と言いつけるまでには準備が進んでおりません。これはまあその意味では私としても努力するつもりで一生懸命やっているわけでありまして、その気持を先般発言したわけでありまして、政府といたしまして、期日までにはまだ明言できる段階にきておりません。

○秋山長造君 実は今の大臣の御答弁聞いて、私もちょっとまた多少どうも早合点し過ぎたと思うのですが、ただしかし、この前——一週間前に大臣がここでしゃべられたこの文章を読み返してみますと、「できる限りすみやかに」というように書いてあるのです。が、この間の閣議決定では、この国会中に……、その「すみやかに」という中でさらに期限を、それほどはつきりした期限でもないけれども、少なくともこの国会中には間に合わせるといふぐらいいな線では閣議決定というふうになったのじゃないかと思っておったのですけれども、そこでもいってないのですか。何か今の大臣のお言葉でもそうですが、新聞等でわれわれが見るところによっても、総理大臣自身も非常に積極的にやはりこの国会でやるべきじゃないかというふうな意思表示をされたように聞いておったのですけれども、それでもないのですか。

○国務大臣(松野頼三君) 私も総理もぜひこの国会にやりたいという気持を今でも持っております。ただ閣議でこの国会へ出すのだという決定までいきませんので、私と総理大臣の意向は、それだから各閣僚これに協力してくれ、ということがきまつたわけでありまして、意思としてはこの国会を目前としてやるのでありますから、各閣僚の協力を得なければ法案の整備ができません。それについてはぜひこの国会を目前に努力してくれ、こういう意味で、閣議で全部よろう、各閣僚がよしこの国会でやるのだということまではまだ閣議決定してありません。私と総理の意思は、この国会にぜひやりたいから各閣僚協力してくれということが私

と総理の実は意思であつたわけでありまして。しかし、各閣僚が全部それじゃそうだといいるところまではまだ至っておりません。いかにせんいろいろ各省とも労働管理をしているものですが、各省々々の立場がなかなかこれはあるのです。その意味で私も総理もぜひ各閣僚の御協力を願うということをやつたわけで、ただ協力してくれということではいけませんから、労働大臣としてはこの国会を目前にしてやりたから協力してくれ、この意味で私の気持はこの国会という目標で発言をいたしました。しかし、各閣僚とも国内法の整備がよろうというところまでまだ至っておりませんので、その辺が発表の内容と、これは偽らざる……その通りであります。従って、閣議できまつたからといって、閣議では期日はきまりません。私の発言は、この国会を目前という意味で発言したことは間違いないと思います。

○秋山長造君 もうこれでやめますから……大臣の積極的な御熱意はよくわかるのですが、しからは労働大臣としては、これはこの国会中に……うちは、これはやっぱり審議期間というものをしておかなければならぬのです。だから労働大臣としては、この国会中にいつごろまでを目途として国会に提案したい、いつするかという確答はできぬだらうけれども、たとえば今月中とか来月中には少なくとも一つの一つのやっぱり大臣としてのめどがあると思うのですが、その点をお漏らしいただきたいと思います。それからもう一つは、各大臣まちなちな議論が出てなかなかまとまらぬというお話ですが、大臣がこの間おっしゃったよう

に、公労法四三条とか、地公労法五三条の廃止というところは当然だれも異存がないと思うのですが、問題はあとの一般公務員にこれを適用するかどうかというところで文部省だとか、大蔵省だとか、自治庁だとか、いろいろなさうという各役所の間で意見がまちまちな点と、それからさらにまあいささか悪意に解釈すれば、これを批准するかわりにまあそれと引きかえにいわゆる労働関係法規の改題といいますが、こっちでゆるめるのだから片一方で締めようというところが内々あつて、そのためによいことが内々はいくはすのものがなかなか途中のところで道草を食っているのじゃないかというところもわれわれ考えられる。まあ大臣がこの間おっしゃったように、関係法規をすみやかに整備するということを言う……一言でそれらのいろいろな複雑な事情を含めておっしゃつたのだらうと思うのですが、具体的に今もお尋ねしましたように、大臣としては少なくともいつごろまでに国会に出したいというめどを持っておられるかということ、それから同時に、いろいろ意見がまちまちだといふ、そのまわりの意見の中で大体どういふ点が閣内でも最大な障害になっているのかというところをお漏らしいただければ……簡単にけつこうですから、お漏らしいただきたいと思います。

○国務大臣(松野頼三君) 第一点は、実は昨年の二月の閣議決定というものが関係法規を整備した上批准の手続をとる、こういうことが昨年の二月に実は閣議決定になつておつたのです。その基本線に沿って私は就任以来この問題と取り組んだわけでありまして。各閣

係法規を整備の上……、この整備が
じゃあどういふふうになるか、これは
まあ労働問題懇談会からの答申の中
にも実は非常に不明確で、なかなか議論
の多かった点が多々あります。

第一点は、国家公務員に対する問題
をどうするか、もちろん国家公務員法
に八十七号条約は例外措置として、国
家公務員は例外だと断定もできませ
ん。しかし、国家公務員は特殊なもの
だということもやはりILOの中では
認められている。この意味で、国家公
務員法にはどういふふうに取り入れる
かということが一つの問題点じゃなか
ろうか。これが一つの今のところ大
きな問題であります。そして国家公務
員に進んだときには、国家公務員の人事
管理をどうするかということが次の問
題点であります。従って、各省別に今
日やっておられることでもあります。こ
れは労働省の所管というよりもやはり
人事院という所管庁もございまして、
内閣にもやはり一応の一般的な所管も
ございまして、労働省の所管ならば私
もこの辺が問題だと申し上げられます
けれども、各省の意向というのもの、そ
の辺でいろいろな意向が出てくるとい
うわけで、いろいろな角度からの御議論
が出ておるわけでありまして、これは労
働省の所管の法案ではございせんのだ
で、私もこれからどうだとはなか
なか申し上げられませんが、ただ私は公
労法、地公労法の問題は、明らかに四
条三項と五條三項の問題で、これはす
でに明確になっている。なかなかこの
意味でいろいろな意見が多いわけであ
ります。私がここで取捨選択するには
労働大臣として早過ぎる。各省の意向、人
事院の意向、内閣の意向がきまりまし

てから、その上で労働省とも調整的に
私の意向を申し上げたいという意味で
各省の中で、非常にいろいろな問題、
ILO八十七号の条文を読みますと広
範囲であります。それだけにいろんな
意見も出て参るところであります。そ
ういふところが今問題になっておる。
なるべく早く早く国内法の整備と意見
をまとめていただいて、その上で内閣
としての統一的理解をきめて、しかる
後に国内法を整備して、すみやかに批
准手続をとりたいというので、私自身
もなるべく一週間でも早く、毎週二回
ずつづらひ各省の連絡もやつておりま
す。ほつぽつ問題点も、賛成派もあれ
ば反対派もありますが、ほつぽつ意見が
はつきりしてきつてあります。今まで
はただもやもやと何となしに皆が手を
触れたくないという印象でしたけれど
も、先般の閣議で非常に総理からも促
進していただきましたから、各省とも
これは本気でやらにやいかぬぞとい
うので賛成意見もはつきり出て参りまし
た、反対意見もはつきり出てきつてお
る。これから先は私もまだ予想してお
りませんが、事務次官及び連絡局長議
を毎週二回ずつづらひやつております
ので、その促進を一日も早くというこ
とだけ命じておきますけれども、私の
所管ばかりではありませんので、私が期
日を明言するのはまだ私として申し
上げられる段階になっておりません。

○小柳義君 今の問題ですが、三月に
は理事会がございまして、六月には総会
もありまことですから、実はきょう
質問しようかと思いましたが、きょう
問題が大きいので、きょうはこれらの
委員も控えたのですが、この次のあれ
で、たとえば長期経済計画とか、あるい

は産業災害防止総合五カ年計画とか、
大臣の施政方針に対しても根本的に質
問したいと思ひますが、ILO条約八
十七号の批准につきましてももう少し
詳しく質問いたしたいと思ひますの
で、この次の委員会までに、大臣、も
う少し各省の意見の取りまとめをお願
いしておきたいと思ひます。

○委員長(加藤武徳君) それでは本日
の質疑はこの程度にいたしたいと思ひ
ますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長(加藤武徳君) 御異議ないも
のと認めます。それではこれで散会い
たします。

午後零時十四分散会

二月十一日予備審査のため、本委員会
に左の案件を付託された。

一、社会保険審査官及び社会保険審
査会法の一部を改正する法律案

社会保険審査官及び社会保険審査
会法の一部を改正する法律案
社会保険審査官及び社会保険審
査会法の一部を改正する法律
案

社会保険審査官及び社会保険審査
会法(昭和二十八年法律第二百六号)
の一部を次のように改正する。

第二十一条中「委員一人」を「委員
五人」に改める。

第二十七条を次のように改める。

(合議体)
第二十七条 審査会は、委員長及び
委員のうちから、審査会が指名す
る者三人をもつて構成する合議体
で、再審査又は審査の事件を取り
扱う。

第二十七條の規定にかかわらず、審査
会が定める場合においては、委員
長及び委員の全員をもつて構成す
る合議体で、再審査又は審査の事
件を取り扱う。

2 前項の規定にかかわらず、審査
会が定める場合においては、委員
長及び委員の全員をもつて構成す
る合議体で、再審査又は審査の事
件を取り扱う。

第二十七條の次に次の三條を加え
る。

2 前条第一項の合議体のうち、委
員長がその構成に加わるものにあ
つては、委員長が審査長となり、
その他のものにあつては、審査会
の指名する委員が審査長となる。

3 前条第二項の合議体にあつて
は、委員長が審査長となり、委員
長に故障があるときは、第二十六
条第二項の規定により委員長を代
理する委員が審査長となる。

第二十七條の三 第二十七條第一項
の合議体は、これを構成するすべ
ての審査員の、同条第二項の合議
体は、四人以上の審査員の出席が
なければ、會議を開き、議決をす
ることができない。

2 第二十七條第一項の合議体の議
事は、その合議体を構成する審査
員の過半数をもつて決する。

3 第二十七條第二項の合議体の議
事は、出席した審査員のうちの三
人以上の者の賛成をもつて決し、
賛否それぞれ三人のときは、審査
長の決するところによる。

(委員会)
第二十七條の四 審査会の事務の処
理(再審査又は審査の事件の取扱
いを除く)は、委員長及び委員の

全員の會議(以下「委員会」とい
う。)の議決によるものとする。

2 委員會議は、委員長及び過半数
の委員の出席がなければ、これを
開き、議決をすることができな
い。

3 委員會議の議事は、出席した委
員長及び委員の過半数をもつて決
し、可否同数のときは、委員長の
決するところによる。

4 審査会が第二十四條第三号の規
定による認定をするには、前項の
規定にかかわらず、出席した委員
長及び委員のうちの本人を除く全
員の一致がなければならない。

第三十條に次の一項を加える。

2 厚生大臣は、国民年金の被保険
者及び受給権者の利益を代表する
者四名を指名するものとする。

第三十三條中「第三十條」を「第三
十條第一項又は第二項」に改め、「(以
下「利益代表者」という。))」を削る。

第三十六條中「利益代表者」を「第
三十條第一項又は第二項の規定によ
り指名された者」に改める。

第三十八條中「委員長が行う。」を
「審査長が行う。」に改める。

第三十九條第二項中「利益代表者」
を「第三十條第一項の規定により指
名された者」に、「被保険者たる当事
者」を「同項に規定する各保険の被保
険者たる当事者」に改め、同条に次
の一項を加える。

3 第三十條第二項の規定により指
名された者は、国民年金の被保険
者又は受給権者たる当事者の利益
のため、審理期日に出席して意見
を述べ、又は意見書を提出するこ
とができる。

第四十条第一項中「利益代表者」を「第三十条第一項若しくは第二項の規定により指名された者」に改め、同条第二項及び第三項中「委員長又は委員」を「審査員」に改める。
第四十三条第一項中「委員長」を「審査員」に改める。
「審査員」に、「委員」を「審査員」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して三箇月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。

(任命のために必要な行為)

2 この法律の施行に伴い新たに任命されることとなる委員については、第二十二條第一項に規定する委員の任命のために必要な行為は、前項の規定にかかわらず、この法律の施行前においても行なうことができる。

(委員の任命手続の特例)

3 第二十二條第二項及び第三項の規定は、この法律の施行に伴い新たに任命されることとなる委員の任命について準用する。

(委員の任期の特例)

4 この法律の施行に伴い新たに任命される委員の任期は、第二十三條第一項本文の規定にかかわらず、内閣総理大臣の定めるところにより一人は三年とし、一人は二年とし、一人は一年とする。

二月十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正に関する請願(第一五九号)(第一八三号)(第二一三三号)(第二五三三号)

一、動員学徒犠牲者援護に関する請願(第一六一号)

一、戦傷病者ための単独法制定に関する請願(第一八二二号)(第二〇八号)(第二二二二号)

一、けい肺及び外傷性せき腫障害に関する特別保護法の一部改正に関する請願(第一八四号)

一、東京都中野区内土産産業労働者の日雇労働者健康保険適用等に関する請願(第二六五号)

一、国民健康保険被保険者が日雇労働者健康保険被保険者となつた場合の受診措置等に関する請願(第二六六号)

一、国民健康保険の療養給付に関する請願(第二六七号)

第一五九号 昭和三十五年一月三十日受理

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正に関する請願
請願者 熊本市内坪井町一七五 戸次正元 熊本県傷痍軍人会内

紹介議員 林田 正治君 戦傷病者戦没者遺族等援護法中、戦傷病者に関する援護規定は、他に比し、不均衡であり、特に、医療制度については、第三十一回国会において、付帯決議が附された如く、誠に不備であるから、すみやかに、(一)戦傷病者の医療制度を確立すること、(二)障害年金の支給対象範囲を拡大することともに、年金、一時金の選択権を認めること、(三)職務関連の傷病者に障害年金を支給すること等の是正措置を図りたいとの請願。

第一八三三号 昭和三十五年二月一日受理

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正に関する請願
請願者 岡山市石岡町七二岡山 県傷痍軍人会内 横山 吳太

紹介議員 加藤 武徳君 此の請願の趣旨は、第一五九号と同じである。

第二一三三号 昭和三十五年二月三日受理

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正に関する請願
請願者 千葉県船橋市本町三ノ一、一七八 大西義一 紹介議員 小沢久太郎君

此の請願の趣旨は、第一五九号と同じである。

第二五三三号 昭和三十五年二月四日受理

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正に関する請願
請願者 三重県津市桜橋通り三 重県傷痍軍人会内 松 村黄次郎

紹介議員 井野 碩哉君 此の請願の趣旨は、第一五九号と同じである。

第一六一号 昭和三十五年一月三十日受理

動員学徒犠牲者援護に関する請願(三通)

請願者 熊本県玉名郡菊水町内 田 牧島末広外二名 紹介議員 森中 守義君

戦傷病者戦没者遺族等援護法の改正により一部の動員学徒犠牲者に対して準軍國並みの遺族給付金並びに障害年金が支給されることになつたにもかかわらず、これら援護がまだ公平で万全であるとはいえないから、これら学徒に対して軍人軍國並みの援護措置として、(一)動員業務中に生じた災害の内容及びいかなることをその事故による死亡者並びに障害者に対して援護法を適用すること、(二)遺族給付金を遺族年金にきりかえること、(三)障害年金額を倍額にすること、(四)救済、目症程度の障害者に対しては、障害年金または障害一時金を支給すること、(五)動員に關係ある事故による死亡者等については、弔慰金を支給すること、(六)障害年金認定にあたり内臓疾患及び原爆ケロイドを特に重視すること、等の実現について万全を期せられたいとの請願。

第一八二二号 昭和三十五年二月一日受理

戦傷病者ための単独法制定に関する請願
請願者 岡山市石岡町七二岡山 県傷痍軍人会内 横山 吳太

紹介議員 加藤 武徳君 戦傷病者ための単独法を制定し、恩給法、戦傷病者戦没者遺族等援護法及び旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法に規定する軍人、準軍人、軍國、準軍國を戦傷病者の範囲とするともに、援護措置としては、障害年金及び障害一時金の支給、医療の給付、補装具の支給、国立保養所への収容、職業の訓練及びあつた、国税、地方税の減免、官公營、民營交通機関無賃乗車及び割引、子女の育英等について万全の策を規定せられたい。なお、本単独法成立とともに戦傷病者戦没者遺族等援護法等の関連法規は廃止し、援護の徹底を期するため、地方公共団体に戦傷病者のための福祉司を置き、また財団法人日本傷い軍人会及びその支部に対して調査、啓発、宣伝、相談、指導等を行なわせるため、国及び地方公共団体は積極的な助成をせられたいとの請願。

第二〇八号 昭和三十五年二月三日受理

戦傷病者ための単独法制定に関する請願
請願者 熊本市内坪井町一七五 熊本県傷痍軍人会内 戸次正元

紹介議員 谷口弥三郎君 此の請願の趣旨は、第一八二二号と同じである。

第二一二二号 昭和三十五年二月三日受理

戦傷病者ための単独法制定に関する請願
請願者 千葉県船橋市本町三ノ一、一七八 大西義一 紹介議員 小沢久太郎君

此の請願の趣旨は、第一八二二号と同じである。

第一八四号 昭和三十五年二月一日受理

けい肺及び外傷性せき腫障害に関する特別保護法の一部改正に関する請願

給、医療の給付、補装具の支給、国立保養所への収容、職業の訓練及びあつた、国税、地方税の減免、官公營、民營交通機関無賃乗車及び割引、子女の育英等について万全の策を規定せられたい。なお、本単独法成立とともに戦傷病者戦没者遺族等援護法等の関連法規は廃止し、援護の徹底を期するため、地方公共団体に戦傷病者のための福祉司を置き、また財団法人日本傷い軍人会及びその支部に対して調査、啓発、宣伝、相談、指導等を行なわせるため、国及び地方公共団体は積極的な助成をせられたいとの請願。

給、医療の給付、補装具の支給、国立保養所への収容、職業の訓練及びあつた、国税、地方税の減免、官公營、民營交通機関無賃乗車及び割引、子女の育英等について万全の策を規定せられたい。なお、本単独法成立とともに戦傷病者戦没者遺族等援護法等の関連法規は廃止し、援護の徹底を期するため、地方公共団体に戦傷病者のための福祉司を置き、また財団法人日本傷い軍人会及びその支部に対して調査、啓発、宣伝、相談、指導等を行なわせるため、国及び地方公共団体は積極的な助成をせられたいとの請願。

給、医療の給付、補装具の支給、国立保養所への収容、職業の訓練及びあつた、国税、地方税の減免、官公營、民營交通機関無賃乗車及び割引、子女の育英等について万全の策を規定せられたい。なお、本単独法成立とともに戦傷病者戦没者遺族等援護法等の関連法規は廃止し、援護の徹底を期するため、地方公共団体に戦傷病者のための福祉司を置き、また財団法人日本傷い軍人会及びその支部に対して調査、啓発、宣伝、相談、指導等を行なわせるため、国及び地方公共団体は積極的な助成をせられたいとの請願。

給、医療の給付、補装具の支給、国立保養所への収容、職業の訓練及びあつた、国税、地方税の減免、官公營、民營交通機関無賃乗車及び割引、子女の育英等について万全の策を規定せられたい。なお、本単独法成立とともに戦傷病者戦没者遺族等援護法等の関連法規は廃止し、援護の徹底を期するため、地方公共団体に戦傷病者のための福祉司を置き、また財団法人日本傷い軍人会及びその支部に対して調査、啓発、宣伝、相談、指導等を行なわせるため、国及び地方公共団体は積極的な助成をせられたいとの請願。

給、医療の給付、補装具の支給、国立保養所への収容、職業の訓練及びあつた、国税、地方税の減免、官公營、民營交通機関無賃乗車及び割引、子女の育英等について万全の策を規定せられたい。なお、本単独法成立とともに戦傷病者戦没者遺族等援護法等の関連法規は廃止し、援護の徹底を期するため、地方公共団体に戦傷病者のための福祉司を置き、また財団法人日本傷い軍人会及びその支部に対して調査、啓発、宣伝、相談、指導等を行なわせるため、国及び地方公共団体は積極的な助成をせられたいとの請願。

請願者 兵庫県尼崎市稲葉莊五
関西労災病院内 川西
準二外八十五名

紹介議員 阿部 竹松君

けい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法の改正にあつては、患者の実情を十分に理解されて善処されたい。特に、(一)療養並びに休業補償費を終身支給すること、(二)休業補償費を九十パーセントに引き上げること、(三)補償費のスライドを五パーセントごとに引き上げること、(四)遺族補償費として千五百日分を支給すること、(五)身体障害者手帳を交付すること等の実現について特段の配慮をせられたいとの請願。

第二六五号 昭和三十五年二月四日

受理

東京都中野区内土産産業労働者の日雇労働者健康保険適用等に関する請願

請願者 東京都中野区議会議

長 秋元武蔵

紹介議員 重盛 壽治君

昨年十二月一日から国民健康保険が東京都の二十三区において実施されることになり、他の健康保険に加入していない者はすべて加入しなければならぬという強制加入の措置がとられたが、関係当局の行政指導が不十分なため、一般健康保険や日雇労働者健康保険等適用されるべき保険が適用されていない労働者が非常に多い現状で、とくに中野区内の土建関係職人及び労働者一万五千名中約九千名は、日雇労働者健康保険が適用されるというところを知らない有様であるから、国民健康保険の実施にあつては、区内の土産産業に働く労働者に対して本来適用すべ

き日雇労働者健康保険を適用し、これを振り組むを強制適用事業所とするよう善処せられたいとの請願。

第二六六号 昭和三十五年二月四日

受理

国民健康保険被保険者が日雇労働者健康保険被保険者となつた場合の受診措置等に関する請願

請願者 東京都中野区議会議

長 秋元武蔵

紹介議員 重盛 壽治君

国民健康保険被保険者が日雇労働者健康保険の被保険者となつたとき、立法上の欠陥から二箇月間にわたつて、受診できないことになっているが、これは、皆保険の精神からも、一日も、放置しておくことができないから、このような場合、暫定的な措置として、日雇労働者健康保険の受給資格が発効するまでの期間を、国民健康保険の給付対象とせられると共に、日雇労働者健康保険法の内容について、(一)日雇健康保険の療養給付期間を三箇年とする

第二六七号 昭和三十五年二月四日

受理

国民健康保険の療養給付に関する請願

請願者 東京都中野区議会議

長 秋元武蔵

紹介議員 重盛 壽治君

国民健康保険の最終目的は社会保障及び国民保健の向上にあるが、この目的達成のためには国民負担率及び療養給

付率の引き上げは欠かせない条件である。東京都二十三区の療養給付率は世帯主七割その他の被保険者五割であるが、これはすべての被保険者について七割給付とすることは国民皆保険の趣旨からいっても必要であるから、療養給付は当面世帯主、家族ともに七割給付し、将来は十割給付とするよう所要の法律改正を図られたいとの請願。

二月十五日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、精神薄弱者福祉法案

精神薄弱者福祉法案

精神薄弱者福祉法

目次

第一章 総則(第一条-第三条)

第二章 精神薄弱者福祉審議会(第四条-第八条)

第三章 援護の機関及び福祉の措置(第九条-第十七条)

第四章 精神薄弱者援護施設(第十八条-第二十一条)

第五章 費用(第二十二条-第二十七条)

第六章 雑則(第二十八条-第二十九条)

附則

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、精神薄弱者に対し、その更生を援助するとともに必要な保護を行ない、もつて精神薄弱者の福祉を図ることを目的とする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、精神薄弱者の福祉について国民の理

解を深めるとともに、精神薄弱者に対する更生の援助と必要な保護の実施につとめなければならない。

(関係職員協力義務)

第三条 この法律及び児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)による福祉の措置の実施並びにその監督に当たる国及び地方公共団体の職員は、精神薄弱者に対する福祉の措置が見重から成人まで関連性をもつて行なわれるように相互に協力しなければならない。

第二章 精神薄弱者福祉審議会

会

(設置及び権限)

第四条 厚生大臣の諮問に応じ、精神薄弱者の福祉に関する重要事項を調査審議させるため、厚生省に、附置機関として精神薄弱者福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、精神薄弱者の福祉に関する重要事項について、関係行政機関に意見を具申することができる。

3 審議会は、精神薄弱者の福祉を図るため、芸能、出版物等を推薦し、又はそれらを製作し、興行し、若しくは販売する者等に対し、必要な勧告をすることができ

(組織)

第五条 審議会は、委員三十人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

(委員及び臨時委員)

第六条 審議会の委員及び臨時委員は、次の各号に掲げる者のうちから、厚生大臣が任命する。

一 学識経験のある者

二 精神薄弱者の福祉に関する事業に従事する者

三 関係行政機関の職員

2 学識経験のある者又は精神薄弱者の福祉に関する事業に従事する者のうちから任命された委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長)

第七条 審議会に、委員の互選による会長及び副会長各一人を置く。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(政令への委任)

第八条 この法律で定めるものは、政令で定める。

第三章 援護の機関及び福祉の措置

(援護の実施機関)

第九条 この法律に定める精神薄弱者に対する援護は、居住地を有する精神薄弱者については、その居住地を管轄する福祉事務所(社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ)を管理する都道府県知事又は市町村長が、居住地を有しないか、又は明らかでない精神薄弱者について

は、その現在地の都道府県知事が行なうものとする。

(精神薄弱者福祉司)

第十條 都道府県は、精神薄弱者福祉司を置かなければならない。

2 市及び福祉事務所を設置する町村は、精神薄弱者福祉司を置くことができる。

3 精神薄弱者福祉司は、福祉事務所の長(以下「福祉事務所長」という。)の命を受けて、精神薄弱者の福祉に関し、主として、次の業務を行なうものとする。

一 福祉事務所の所員に対し、技術的指導を行なうこと。

二 第十三条第一項第二号に規定する業務のうち、専門的技術を必要とするものを行なうこと。

4 精神薄弱者福祉司が置かれていない福祉事務所の長は、十八歳以上の精神薄弱者に係る前項第二号の業務については、他に置かれていない精神薄弱者福祉司の技術的援助及び助言を求めなければならない。

5 精神薄弱者福祉司は、前項の規定により福祉事務所長から技術的援助及び助言を求められたときは、これに協力しなければならない。

第十一條 精神薄弱者福祉司は、事務吏員又は技術吏員として、次の各号の一に該当する者のうちから、任用しなければならない。

一 社会福祉事業法に定める社会福祉主事たる資格を有する者であつて、精神薄弱者の福祉に関する事業に二年以上従事した経験を有するもの

二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学又は旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)に基づく大学において、厚生大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者

三 医師

四 精神薄弱者の福祉に関する事業に従事する職員を養成する学校その他の施設で厚生大臣の指定するものを卒業した者

五 前各号に準ずる者であつて、精神薄弱者福祉司として必要な学識経験を有するもの

(精神薄弱者更生相談所)

第十二條 都道府県は、精神薄弱者更生相談所を設けなければならない。

2 精神薄弱者更生相談所は、精神薄弱者の福祉に関し、主として、次の業務を行なうものとする。

一 精神薄弱者に関する問題につき、家庭その他からの相談に応ずること。

二 十八歳以上の精神薄弱者の医学的、心理学的及び職能的判定を行ない、並びにこれに付随して必要な指導を行なうこと。

3 精神薄弱者更生相談所は、必要に応じ、巡回して、前項の業務を行なうことができる。

第十三條 福祉事務所は、この法律の施行に関し、主として、次の業務を行なうものとする。

一 精神薄弱者の福祉に関し、必要な実情の把握につとめること。

二 精神薄弱者の福祉に関する相談に応じ、必要な調査及び指導を行なうこと並びにこれらに付随する業務を行なうこと。

2 福祉事務所長は、十八歳以上の精神薄弱者につき前項第二号の業務を行なうに当たつて、特に医学的、心理学的及び職能的判定を必要とする場合には、精神薄弱者更生相談所の判定を求めなければならない。

(協力機関)

第十四條 福祉事務所を設置しない町村(特別区を含む。)の長は、当該町村の区域内に居住地を有する精神薄弱者の援護について、都道府県知事又は福祉事務所長の行なう事務に協力しなければならない。

(民生委員の協力)

第十五條 民生委員法(昭和二十三年法律第九十八号)に定める民生委員は、この法律の施行について、市町村長、福祉事務所長、精神薄弱者福祉司又は社会福祉主事の事務の執行に協力するものとする。

(福祉の措置)

第十六條 援護の実施機関は、十八歳以上の精神薄弱者につき、その福祉を図るため、必要に応じて次の措置をとらなければならない。

一 精神薄弱者又はその保護者(配偶者、親権を行なう者、後見人その他の者で、精神薄弱者を現に監護するものをいう。)を精神薄弱者福祉司又は社会福祉主事に指導させること。

二 精神薄弱者を当該地方公共団体の設置する精神薄弱者援護施設に入所させ、又は他の地方公共団体の設置する精神薄弱者援護施設に紹介すること。

三 精神薄弱者の援護を職親(精神薄弱者を自己のもとに預かり、その更生に必要な指導訓練を行なうことを希望する者であつて、援護の実施機関が適当と認めるものをいう。)に委託すること。

2 援護の実施機関は、次の各号の一に該当する場合においては、前項第二号の措置に代えて、社会福祉法人の設置する精神薄弱者援護施設に精神薄弱者の援護を委託することができる。

一 前項第二号の措置をとることができないか、又は相当でないとき。

二 当該施設に援護を委託することとが、前項第二号の措置をとるよりも、当該精神薄弱者の福祉のために効果的であると認められるとき。

3 援護の実施機関は、第一項第二号若しくは第三号又は前項の措置をとるに当たつて、医学的、心理学的及び職能的判定を必要とする場合には、あらかじめ、精神薄弱者更生相談所の判定を求めなければならない。

4 第一項第二号又は第二項の措置については、援護の実施機関は、厚生大臣が審議会の意見を聞いて定める基準に適合する精神薄弱者援護施設に精神薄弱者を入所させる。

せ、若しくは紹介し、又はその援護を委託しなければならない。

(福祉事務所長への委任)

第十七條 援護の実施機関は、前条第一項及び第二項の措置をとる権限の全部又は一部をその管理する福祉事務所長に委任することができる。

第四章 精神薄弱者援護施設

(精神薄弱者援護施設)

第十八條 精神薄弱者援護施設は、十八歳以上の精神薄弱者を入所させて、これを保護するとともに、その更生に必要な指導訓練を行なう施設とする。

(施設の設置)

第十九條 都道府県は、精神薄弱者援護施設を設置することができる。

2 市町村、社会福祉法人その他の者は、社会福祉事業法の定めるところにより、精神薄弱者援護施設を設置することができる。

(紹介による入所)

第二十條 地方公共団体の設置する精神薄弱者援護施設は、援護の実施機関から第十六条第一項第二号の規定による紹介を受けたときは、正当な理由がなければ、その精神薄弱者を入所させなければならない。

(運営の基準)

第二十一條 厚生大臣は、審議会の意見を聞き、精神薄弱者援護施設が第十六条第一項第二号の規定による入所の措置により、若しくは同号の規定による紹介を受けて精神薄弱者を入所させ、又は同条第二項の規定により精神薄弱者の援

護の委託を受けた場合におけるその運営について必要な基準を定めなければならない。

第五章 費用

(市町村の支弁)

第二十二條 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

一 第十條第二項の規定により市町村が設置する精神薄弱者福祉司に要する費用

二 第十六條の規定により市町村長が行なう行政措置に要する費用(第四号に掲げる費用を除く。)

三 市町村が設置する精神薄弱者援護施設の設置に要する費用

四 市町村が設置する精神薄弱者援護施設の運営に要する費用(都道府県の支弁)

第二十三條 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

一 第十條第一項の規定により都道府県が設置する精神薄弱者福祉司に要する費用

二 第十二條第一項の規定により都道府県が設置する精神薄弱者更生相談所に要する費用

三 第十六條の規定により都道府県知事が行なう行政措置に要する費用(第五号に掲げる費用を除く。)

四 都道府県が設置する精神薄弱者援護施設の設置に要する費用

五 都道府県が設置する精神薄弱者援護施設の運営に要する費用(繰替え支弁)

第二十四條 都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村は、その長の管理に属する福祉事務所の管轄区域内にある精神薄弱者援護施設

で厚生大臣の指定するものに対し他の都道府県知事又は市町村長が第十六條第二項の規定により精神薄弱者の援護を委託した場合においては、その委託に要する費用については一時繰替え支弁をしなければならない。

(都道府県の負担)

第二十五條 都道府県は、第二十二條第三号の規定により市町村が支弁した費用については、政令の定めるところにより、その四分の三を負担する。

(国の負担)

第二十六條 国は、政令の定めるところにより、第二十二條又は第二十三條の規定により市町村又は都道府県が支弁した費用について、次に掲げるものを負担する。

一 第二十二條第二号の費用のうち、第十六條第二項の規定による行政措置に要する費用については、その十分の八

二 第二十二條第四号の費用については、その十分の八

三 第二十三條第二号の費用のうち、精神薄弱者更生相談所で行なり相談、判定及び指導に要する費用については、その十分の八

四 第二十三條第三号の費用のうち、第十六條第二項の規定による行政措置に要する費用については、その十分の八

五 第二十三條第四号の費用については、その十分の五

六 第二十三條第五号の費用については、その十分の八

2 国は、前条の規定により都道府県が負担した費用の三分の二を負担する。

(費用の徴収)

第二十七條 精神薄弱者援護施設を設置する都道府県又は市町村の長は、当該施設に入所中の精神薄弱者又はその扶養義務者(民法(明治二十九年法律第八十九号)に定める扶養義務者をいう。以下同じ。)から、その負担能力に応じて、入所中に要する費用の全部又は一部を徴収することができる。

2 第十六條第二項の規定による行政措置に要する費用を支弁すべき都道府県又は市町村の長は、当該行政措置により社会福祉法人の設置する精神薄弱者援護施設に入所中の精神薄弱者又はその扶養義務者から、その負担能力に応じて、入所中に要する費用の全部又は一部を徴収することができる。

第六章 雑則

(町村の一部事務組合)

第二十八條 町村が一部事務組合を設けて福祉事務所を設置した場合

には、この法律の適用については、その組合を福祉事務所を設置する町村とみなし、その組合の長を福祉事務所を管理する町村長とみなす。

(援護の実施機関が変更した場合の経過規定)

第二十九條 町村の福祉事務所の設置又は廃止により援護の実施機関に変更があつた場合においては、この法律又はこの法律に基づく命令の規定により、変更前の援護の実施機関がした処分その他の行為

は、変更後の援護の実施機関がした処分その他の行為とみなす。ただし、変更前に行なわれ、又は行なわれるべきであつた援護に関する費用の支弁及び負担については、変更がなかつたものとする。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

2 社会福祉事業法附則第七項に關する特例

3 児童福祉法の一部を次のように改正する。

第二十五條の二第二号中「社会福祉主事を「精神薄弱者福祉司又は社会福祉主事」に改める。

第二十七條第二号中「社会福祉主事を「精神薄弱者福祉司、社会福祉主事」に改める。

4 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十條第七号の三の次に次の一号を加える。

七の四 精神薄弱者の援護に要する経費

(民生委員法の一部改正)

2 総務は、民生委員協議会の会務をとりまとめ、民生委員協議会を代表する。

3 前二項に定めるもののほか、総務の任期その他総務に關し必要な事項は、政令で定める。

6 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五條第五十二号の四の次に次の一号を加える。

五十二の五 精神薄弱者福祉法(昭和三十五年法律第 号)の定めるところにより、精神薄弱者援護施設の基準を定めること。

第十二條第七号の二の次に次の一号を加える。

七の三 精神薄弱者福祉法を施行すること。

第二十九條第一項の表中

「中央身体障害者福祉審議会」を「中央身体障害者福祉審議会」に改める。

「厚生大臣の諮問に應じて、身体障害者の福祉に關する事項を調査審議すること。」を「厚生大臣の諮問に應じて、精神薄弱者の福祉に關する事項を調査審議すること。」に改める。

(社会福祉事業法の一部改正)

7 社会福祉事業法の一部を次のように改正する。

第一条中「身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)」の下に「精神障害者福祉法(昭和三十一年法律第 号)」を加える。

第二条第二項中第六号を削り、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 精神障害者福祉法にいう精神薄弱者援護施設を經營する事業

第二条第三項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 精神薄弱者の更生相談に應ずる事業

第十三条第六項、第十七条第三項、第十九条及び第二十条中「及び身体障害者福祉法」を「身体障害者福祉法及び精神薄弱者福祉法」に改める。

(入場税法の一部改正)

8 入場税法(昭和二十九年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

別表の主催者の欄中第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

一二 精神薄弱者福祉法(昭和三十一年法律第 号)による精神薄弱者援護施設(この表において「精神薄弱者援護施設」という。)を設置する者

別表の支出先又は支出の目的の欄中「身体障害者更生援護施設」の下に「精神薄弱者援護施設」を加える。